

蒲郡市福祉事業所物価高騰対策交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた障害福祉サービス等を提供する事業者に対して、予算の範囲内で蒲郡市福祉事業所物価高騰対策交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 交付の対象となる事業者（以下「交付対象者」という。）は、蒲郡市内に事業所を有し、蒲郡市に住所を有する者に対し障害福祉サービス等の提供を行う別表に定める事業者とする。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、交付対象者が運営する別表に定める事業所につき、次に掲げるサービス種別の区分に応じて、各号に定める額を合計した額とする。

- (1) 計画相談支援又は居宅介護 15万円
- (2) 就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、生活介護、児童発達支援又は放課後等デイサービス 20万円
- (3) 共同生活援助 25万円
- (4) 施設入所支援 35万円

2 児童発達支援及び放課後等デイサービスを多機能型で提供する事業所は、児童発達支援のみを提供する事業所として、交付金の額を算定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、令和8年8月1日から次条に規定する申請の日までの期間に継続して、蒲郡市に住所を有する者に対し障害福祉サービス等の提供を行う体制が整えられていなかった事業所は、交付金の額の算定の対象にしないものとする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市福祉事業所物価高騰対策交付金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- 2 規則第13条に規定する実績報告は、前項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

(交付金の交付)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、蒲郡市福祉事業所物価高騰対策交付金交付決定兼確定通知書（第2号様式）により申請者へ通知し、交付金を口座振込により交付する。

- 2 規則第14条に規定する額の確定の通知は、前項の通知をもってこれに代えるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により交付金の交付を不適当と認めるときは、理由を付してその旨を当該決定に係る申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたと認めたときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第7条 市長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めてその返還を命じなければならない。この場合における当該交付金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第20条の規定を適用する。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第8条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

事業者	事業所名	サービス種別
社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会	蒲郡市社会福祉協議会指定相談支援事業所	計画相談支援
	蒲郡市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	居宅介護
社会福祉法人くすの木福祉事業会	障害者サポートセンターすてっぷ	計画相談支援
	つつじ寮	生活介護
	わくわくワーク大塚	生活介護
	ひめはる	共同生活援助
	かるみあ	共同生活援助
	はちまん	共同生活援助
	つつじ寮	施設入所支援
社会福祉法人太陽の家	障がい者相談支援センターにじ	計画相談支援
	愛知太陽の家蒲郡ワークセンター	就労継続支援（A型）
	愛知太陽の家蒲郡ワークショップ	就労継続支援（B型）
	そら	生活介護
社会福祉法人はばたき	オレンジホーム	就労継続支援（B型）
株式会社カトウ	訪問介護きらら	居宅介護
株式会社絆	就労支援きずな蒲郡館	就労継続支援（B型）
特定非営利活動法人青少年自立援助センター北斗寮	相談支援事業所ほしぞら	計画相談支援
	多機能型就労支援事業所シャリオ	就労継続支援（B型）
株式会社ピュアオフィス矢車草	ピュアオフィス矢車草 蒲郡	就労継続支援（B型）
	ピュアライフ蒲郡	共同生活援助
株式会社縁案	相談支援事業所あんしえる（安心得）	計画相談支援
	就労継続支援B型事業所 エニシアン・オフィス	就労継続支援（B型）
一般社団法人ほっぷ	すてっぷ蒲郡+	計画相談支援
	すてっぷ蒲郡	生活介護
	ほっぷ蒲郡	放課後等デイサービス
株式会社ゆうゆう	ゆうゆう	就労継続支援（B型）
	ゆうゆう三谷	就労継続支援（B型）
社会福祉法人楽笑	相談支援 楽翔	計画相談支援
	日中支援センター八兵衛	就労継続支援（B型）
	日中支援センター緑兵衛	生活介護
	キッズサポートセンター千兵衛	放課後等デイサービス
ソーシャルインクルー株式会社	ソーシャルインクルーホーム蒲郡形原町	共同生活援助
株式会社I NNOVE	生活介護イノベル大塚	生活介護

L HEALTHCARE	グループホームイノベル大塚	共同生活援助
株式会社ラシエル	グループホームRASIEL貴船	共同生活援助
株式会社ビオネスト	ラポリア貴船	生活介護
株式会社popocherie	terrace green o le	共同生活援助
特定非営利活動法人東海セーフティーネットワーク	三谷の調べ	共同生活援助
社会福祉法人岩崎学園	がまごおり・こども発達相談室 ふれあい	計画相談支援
	がまごおり・ふれあいの場	児童発達支援
特定非営利活動法人ジェイアンドビー	相談支援ジェイアンドビー	計画相談支援
一般社団法人あぼろ	相談支援事業所つばさ	計画相談支援
	キッズサポートあぼろ	放課後等デイサービス
合同会社ひなたぼっこ	ことのは	計画相談支援
	つむぎの森	就労継続支援（B型）
生活協同組合コープあいち	コープあいち福祉サービス蒲郡	居宅介護
アイビーメディカル株式会社	竹谷すみれ訪問介護ステーション	居宅介護
株式会社シンマー	SMILE HOPE KURA	放課後等デイサービス
有限会社ファーム	放課後等デイサービスL. E. G	放課後等デイサービス
NPO法人ヒトトキ	児童発達支援事業所ヒトトキ	児童発達支援
あとリエ株式会社	アスターあさひ	児童発達支援（※）
株式会社ラウレア	放課後等デイサービス ウィズ・ユー蒲郡	児童発達支援（※）
学校法人明睦学園	希望の丘蒲郡	児童発達支援（※）
	希望の丘鹿島	児童発達支援（※）
特定非営利活動法人チームつばさ	こどもデイサービスぽると	放課後等デイサービス

※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスを多機能型で提供する事業所は、児童発達支援のみを提供する事業所として、交付金の額を算定するものとする。

※ 従たる事業所は、交付金の額の算定にしないものとする。

※ 共同生活援助を提供する事業所のうち、複数の共同生活住居を有する事業所にあっては、1の事業所として交付金の額を算定するものとする。

第 1 号様式（第 4 条関係）

蒲郡市福祉事業所物価高騰対策交付金交付申請書兼請求書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申請者 所在地
名 称
代表者名
連絡先

蒲郡市福祉事業所物価高騰対策交付金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記
のとおり申請します。

記

1 交付申請額

円

2 運営する事業所

別紙のとおり

3 口座情報

銀 行	
信用金庫	
組 合	
店 所	
預金種別	口座番号
普通 ・ 当座	
口座名義（カタカナで記入）	

別紙

運営する事業所に関する調査票

申請者 名称

事業所名称	サービス種別	交付額
計		

- ※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスを多機能型で提供する事業所については、サービス種別を児童発達支援としてください。
- ※ 従たる事業所は、対象外となります。
- ※ 共同生活援助を提供する事業所のうち、複数の共同生活住居を有する事業所は、1つの事業所として交付金の額を算定します。

第2号様式（第5条関係）

蒲 第 号

申請者 所在地
名 称
代表者名

蒲郡市福祉事業所物価高騰対策交付金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった蒲郡市福祉事業所物価高騰対策交付金について、下記のとおり交付の決定をしましたので、蒲郡市福祉事業所物価高騰対策交付金交付要綱第5条第1項及び第2項の規定により通知いたします。

年 月 日

蒲郡市長

記

1 交付決定額（交付確定額）

金 円

2 振込予定日

年 月 日